

浸水被害を受けた際の各種手続きについて

四日市市

令和8年9月9日時点

* 随時更新を行っておりますので、最新の内容はホームページでご確認ください。

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。

保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。

* 災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

※ ○が記載されている項目は罹災証明書が必要となります。

項 目	機関	窓 口	手 続 き 等	罹災証明書				HP
				床上浸水			床下浸水	
				半壊	準半壊	準半壊に 至らない		
被災届出証明書の発行	市	問合せ 市民生活部市民生活課 TEL:059(354)8146 申請・発行窓口 【被災届出証明書】 市民生活部市民課 TEL:059(354)8152 各地区市民センター (中部を除く) 市民窓口サービスセンター	被災届出証明申請書に基づき、被災届出証明を発行します。 * 自然災害による被災の状況を市に届け出たという事実を証明するものです。住家(居住用の建物)や非住家(工場・店舗・事務所など住家ではない建物や自動車・重機・家財など)が被害を受け、保険請求等に関する書類が必要な方に発行するものです。 * 申請の際には、本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証など)をご持参ください。 被災届出証明申請書に基づき、被災届出証明を発行します。 また、店舗等従業員の方が申請される際は、社員証等もあわせてご持参ください。	—	—	—	—	
罹災証明書の発行	市	【罹災証明書】 市民生活部市民生活課 TEL:059(354)8146 各地区市民センター (中部を除く) 市民窓口サービスセンター	被害家屋調査等に基づいて作成される被災者台帳に基づき、罹災証明書を発行します。 (罹災証明申請書の提出が必要です) 被害の程度を証明するものであり、住家(居住用の建物)のみが対象となります。 * 申請の際には、本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証など)をご持参ください。	—	—	—	—	

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。

保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。

* 災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

※ ○が記載されている項目は罹災証明書が必要となります。

項 目	機関	窓 口	手 続 き 等	罹災証明書				HP
				床上浸水			床下浸水	
				半壊	準半壊	準半壊に 至らない		
ごみ処理手数料の減免	市	環境部環境事業課 TEL:059(340)3308 四日市市クリーンセンター TEL:059(331)6181 環境部生活環境課 TEL:059(354)8192	R8.9.8の豪雨に伴う浸水により使用できなくなった家財道具などの 廃棄物を市の処理施設(クリーンセンター)に搬入する場合、ごみ 処理手数料を減免します。 減免を受けるためには、「廃棄物処理手数料免除・減額申請書」 に、「罹災証明書(コピー可)」を添付して環境事業課へ提出する必 要がありますが、罹災証明書の発行に時間を要することから、今回 に限りクリーンセンターにおける聞き取りをもって搬入を可としま す。 また、必要に応じ戸別収集を行います。 職員による現場確認を行いますので、事前に生活環境課までご連 絡ください。この現場確認をもって罹災証明書の代わりとします。 * 今回に限り、テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電リサイクル 法対象品目も受け入れの対象とします。	—	—	—	—	
し尿くみ取り手数料の減免	市	環境部生活環境課 TEL:059(354)8193	住家被害状況報告に基づく、し尿くみ取りについては減免対象とし ます。	—	—	—	—	
消毒薬の配布について	市	環境部生活環境課 TEL:059(354)8191	住家被害状況報告に基づき、床上浸水の被害を受けた住宅に対 し、消毒薬の配布を行います。 基本的には地区市民センターを通じて自治会単位で配布しま すが、状況等に応じて市で判断します。(地区市民センターでの配 布、自治会への一括配布等)	—	—	—	—	

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。

保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。

* 災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

※ ○が記載されている項目は罹災証明書が必要となります。

項 目	機関	窓 口	手 続 き 等	罹災証明書				HP
				床上浸水			床下浸水	
				半壊	準半壊	準半壊に至らない		
災害見舞金の支給	市	健康福祉部福祉総務課 TEL:059(354)8109 FAX:059(359)0288	四日市市災害見舞金等支給要綱により、災害見舞金等が支給されます。 (1)住家が全壊、流失 80,000円 (2)住家が半壊 50,000円 (3)住家が床上浸水 30,000円 (4)世帯構成員死亡 100,000円 * 住家とは、現実により自己の居住の用に供している建物であること * 災害により被災した時、四日市市に住所があること * 故意や重大な過失によるものは除く * 申請には罹災証明書の写しが必要	○	○	○	—	
災害障害見舞金の支給	市	健康福祉部福祉総務課 TEL:059(354)8109 FAX:059(359)0288	次のいずれかに該当する自然災害により重度の障害を受けた方に、災害障害見舞金が支給されます。 対象となる障害は担当課にお問い合わせください。 支給額 (1)生計維持者が障害を受けた場合 250万円 (2)その他の方が障害を受けた場合 125万円	—	—	—	—	

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。

保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。

* 災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

※ ○が記載されている項目は罹災証明書が必要となります。

項 目	機関	窓 口	手 続 き 等	罹災証明書				HP
				床上浸水			床下浸水	
				半壊	準半壊	準半壊に至らない		
固定資産税・都市計画税の減免	市	財政経営部資産税課 TEL:059(354)8135	被害を受けた固定資産の所有者の方は、固定資産税・都市計画税の減免申請書を提出してください。 現地確認のうえ、損害の程度に応じて減免します。 * 損害の程度によっては、減免の対象とならない場合があります。	—	—	—	—	
市・県民税の減免	市	財政経営部市民税課 TEL:059(354)8132	自らが居住する住居が床上浸水の場合、減免申請書を提出して承認されると、罹災程度と前年の合計所得金額に応じ、市県民税が減免されます。 * 罹災証明書の写しが必要です。 * 罹災程度によっては減免されない場合があります。	○	○	○	—	
事業所税の減免	市	財政経営部市民税課 TEL:059(354)8133	天災により事業所用家屋が甚大な損害を受けた場合、当該施設に係る事業所税について、一定の割合が減免される場合があります。 * 四日市市に事業所税の申告納付をしている事業者のみが対象です。	—	—	—	—	
市税の納税猶予	市	財政経営部収納推進課 TEL:059(354)8143	被害状況により市税(納期未到来分に限る)を一時的に納付できない場合、収納推進課へ申請書を出して承認されると、一定期間、納税が猶予されます。 * 罹災証明書の写しが必要です。 * 猶予する税額の可能な納付計画が必要です。 * 猶予する税額、猶予する期間によっては担保が必要です。	○	○	○	○	

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。

保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。

* 災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

※ ○が記載されている項目は罹災証明書が必要となります。

項 目	機関	窓 口	手 続 き 等	罹災証明書				HP
				床上浸水			床下浸水	
				半壊	準半壊	準半壊に至らない		
国民健康保険・ 後期高齢者医療のマイナ保険証 又は資格確認書等の提示ができない場合	市	健康福祉部保険年金課 TEL:059(354)8159	被災に伴い、マイナ保険証又は資格確認書等を紛失したり、家庭に残したまま避難していることにより医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、連絡先、住所を申し立てることにより受診できます。	—	—	—	—	
国民健康保険料の減免・ 後期高齢者医療保険料の減免	市	健康福祉部 保険年金課保険料収納室 TEL:059(354)8160	国民健康保険加入世帯、後期高齢者医療保険の被保険者の方で住居が床上浸水の場合、申請書を出して承認されると、罹災程度と世帯の前年合計所得に応じ保険料が減免されます。 * 罹災証明書の写しが必要です。 * 罹災程度によっては減免できない場合があります。	○	○	○	—	
国民年金保険料の 免除・納付猶予	その他市	日本年金機構 四日市年金事務所 TEL:059(353)5515 FAX:059(354)5011 健康福祉部保険年金課 TEL:059(340)0221 FAX:059(359)0288	四日市年金事務所で、申請書を出して承認されると、罹災程度等に応じ保険料が免除・納付猶予されます。 * 保険年金課でも申請書の受付はできます。 * 罹災証明書の写しが必要です。 * 罹災程度によっては免除・納付猶予できない場合があります。	○	○	○	○	
国民健康保険給付の窓口一部負担金の減免	市	健康福祉部保険年金課 TEL:059(354)8161	災害などのため一時的に所得が減少し、医療費の支払いが困難なとき、申請書を出して承認されると、3カ月間以内に限り窓口一部負担金が減免される場合があります。 * 審査の結果によっては減免に該当しない場合があります。 * 国民健康保険料の滞納がない方が対象です。	—	—	—	—	

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。

保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。

* 災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

※ ○が記載されている項目は罹災証明書が必要となります。

項 目	機関	窓 口	手 続 き 等	罹災証明書				HP
				床上浸水			床下浸水	
				半壊	準半壊	準半壊に 至らない		
介護保険料の減免	市	健康福祉部介護保険課 TEL:059(354)8190	住居が床上浸水の場合、申請書を出して承認されると、一定の割合が減免されます。 * 罹災証明書の写しが必要です。 * 介護保険証の紛失も問い合わせ下さい。 * 申請できる期間は水害の発生した日の属する月から6か月以内です。	○	○	○	—	
介護保険利用者負担の 減額・免除	市	健康福祉部介護保険課 TEL:059(354)8190	対象サービス利用者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業の休廃止や損失によって1／2以下に減少し、世帯全体の収入が最低生活費の1.3倍以内となった時などにおいて、申請書を出して承認されると、一定の割合が減額・免除される場合があります。 * 詳細は介護保険課へお問い合わせください。	—	—	—	—	
保育所保育料の減免	市	こども未来部保育幼稚園課 TEL:059(354)8172	住居が床上浸水の場合、申請書を出して承認されると、一定の割合が減免されます。 * 罹災証明書の写しが必要です。 * 減免期間は水害の発生した日の属する月の翌月から3か月です。	○	—	—	—	
水道料金、下水道使用料の減免	市	上下水道局お客様センター TEL:059(354)8355	被害を受けた自宅や店舗などの建物の清掃等に使用した水道の使用量分の水道料金および下水道使用料が減免されます。 * 罹災証明書または、被災届出証明書の写しが必要です。 * 詳細はお客様センターへお問い合わせください。	○	○	○	○	
市営住宅の一時使用	市	都市整備部市営住宅課 TEL:059(354)8218	浸水により居住不可能となった場合、原則6か月間市営住宅を使用できます。6か月間経過後、状況によって入居期間が更新できる場合があります。 * 罹災証明書の写し、認印、その他必要書類があります。詳細は市営住宅課までお問合せください。	○	○	○	—	

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。

保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。

* 災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

※ ○が記載されている項目は罹災証明書が必要となります。

項 目	機関	窓 口	手 続 き 等	罹災証明書				HP
				床上浸水			床下浸水	
				半壊	準半壊	準半壊に至らない		
中学校給食費の減免	市	四日市市教育委員会 学校教育課 TEL:059(354)8252	住居が床上浸水の場合、申請書を出して承認されると、四日市市立中学校給食費について減免されます。 * 罹災証明書の写しが必要です。 * 減免期間は水害の発生した日から3か月です。 * 詳細は学校教育課へお問い合わせください。	○	○	○	—	
四日市市奨学金の返還について	市	四日市市教育委員会 教育総務課 TEL:059(354)8236	実態を確認のうえ、状況に応じて、四日市市奨学金の返還が猶予となる場合があります。	—	—	—	—	
建築確認申請等手数料の減免	市	都市整備部建築指導課 TEL:059(354)8208	災害により、自らが居住する建築物が滅失又は損壊した場合において、その災害が発生した日から6箇月以内に被災者が自ら使用するためにこれを建築し、又は大規模な修繕をする場合は、申請手数料の額の2分の1が減額される場合があります。	○	○	○	○	
ボランティア相談窓口	市社協	四日市市社会福祉協議会 TEL:059(354)8144	自力で片付けが困難な方等、ボランティアが必要な方の相談に応じます。 * 専門的な技術を要することや危険を伴う作業など、原則として、受け付けておりません。費用はかかりません。ボランティアの飲食の用意も必要ありません。	—	—	—	—	

浸水被害を受けた際の各種手続きのご案内

浸水被害を受けた際に行っていただく手続きは次のとおりです。詳しくは、各窓口にお尋ね下さい。

保険金の請求については、ご加入の保険会社にお問い合わせ下さい。

* 災害の状況によっては支援内容や手続き方法等が変更になる場合があります。

※ ○が記載されている項目は罹災証明書が必要となります。

項 目	機関	窓 口	手 続 き 等	罹災証明書				HP
				床上浸水			床下浸水	
				半壊	準半壊	準半壊に至らない		
所得税の減免	国	四日市税務署 TEL:059(352)3141 ※音声ガイダンスが流れたら「2」を選択してください。	災害により住宅や家財に損害を受けたときには、所得税が軽減される場合があります。 * 詳しくは四日市税務署にお尋ねください。	—	—	—	—	
不動産取得税の減免	県	四日市県税事務所 TEL:059(352)0576	以下のケースにより減免される場合があります。 ・不動産を取得した日から6か月以内に災害により不動産が滅失、損壊したとき。 ・災害によって滅失、損壊した不動産に代わる不動産を滅失、損壊した日から3年以内に取得したとき。 * 詳しくは県税事務所にお尋ねください。	○	○	○	○	
自動車税種別割の減免	県	四日市県税事務所 TEL:059(352)0572 059(352)0575 三重県自動車税事務所 TEL:059(253)8057	災害により損壊した自動車を修理したときには、一定の条件により自動車税種別割が減免される場合があります。 * 詳しくは四日市県税事務所または三重県自動車税事務所にお尋ねください。	—	—	—	—	